

第18回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

事業報告の新株予約権等の状況
事業報告の業務の適正を確保するための
体制及び当該体制の運用状況
連結計算書類の連結株主資本等変動計算書
連結計算書類の連結注記表
計算書類の株主資本等変動計算書
計算書類の個別注記表
(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

株式会社 F R O N T E O

上記の事項につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.fronteo.com/>）に掲載することにより株主の皆様提供しております。

新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
(2021年3月31日現在)

新株予約権の名称		第20回新株予約権
発行決議日		2017年12月22日
新株予約権の数		600個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数		当社普通株式 60,000株 (各新株予約権1個につき100株)
新株予約権の発行価額		新株予約権と引換えに払い込みを要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価値		新株予約権1個当たり 70,600円 (1株当たり 706円)
権利行使期間		2020年12月26日から2023年12月25日まで
行使の条件		(注1)
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 600個
		目的となる株式の数 60,000株
		保有者数 3名
	社外取締役	新株予約権の数 0個
		目的となる株式の数 0株
		保有者数 0名
	監査役	新株予約権の数 0個
		目的となる株式の数 0株
		保有者数 0名

(注) 1. ①本新株予約権の割当てを受けた者（以下「本新株予約権者」という。）が本新株予約権を行使するには、(i) 権利行使時まで3年以上継続して当社または当社子会社の取締役（米国におけるOfficerを含む。）、監査役、執行役員もしくは従業員（再雇用規程により嘱託となった場合を含む。）のいずれかの地位を有し、かつ、(ii) 権利行使時において、当社または当社子会社の取締役（米国におけるOfficerを含む。）、監査役、執行役員もしくは従業員（再雇用規程により嘱託となった場合を含む。）のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、権利行使時において、任期満了による退任、定年による退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた理由により、(ii) の要件を満たさない場合には、当該地位を有しなくなってから90日以内に (i) の要件のみをもって行使することができる。

②新株予約権の相続はこれを認めない。

③各新株予約権1個未満の行使を行うことはできないものとする。

④その他の条件については、当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

新株予約権の名称		第23回新株予約権
発行決議日		2019年2月4日
新株予約権の数		500個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数		当社普通株式 50,000株 (各新株予約権1個につき100株)
新株予約権の発行価額		新株予約権と引換えに払い込みを要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価値		新株予約権1個当たり 79,300円 (1株当たり 793円)
権利行使期間		2022年2月6日から2025年2月5日まで
行使の条件		(注2)
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 500個
		目的となる株式の数 50,000株
		保有者数 4名
	社外取締役	新株予約権の数 0個
		目的となる株式の数 0株
		保有者数 0名
	監査役	新株予約権の数 0個
		目的となる株式の数 0株
		保有者数 0名

(注) 2. ①本新株予約権の割当てを受けた者（以下「本新株予約権者」という。）が本新株予約権を行使するには、(i) 権利行使時までに3年以上継続して当社または当社子会社の取締役（米国におけるOfficerを含む。）、執行役員もしくは従業員（再雇用規程により嘱託となった場合を含む。）のいずれかの地位を有し、かつ、(ii) 権利行使時において、当社または当社子会社の取締役（米国におけるOfficerを含む。）、執行役員もしくは従業員（再雇用規程により嘱託となった場合を含む。）のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、権利行使時において、任期満了による退任、定年による退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた理由により、(ii) の要件を満たさない場合には、当該地位を有しなくなってから90日以内に (i) の要件のみをもって行使することができる。

②新株予約権の相続はこれを認めない。

③各新株予約権1個未満の行使を行うことはできないものとする。

④その他の条件については、当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

新株予約権の名称		第25回新株予約権
発行決議日		2019年11月29日
新株予約権の数		450個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数		当社普通株式 45,000株 (各新株予約権1個につき100株)
新株予約権の発行価額		新株予約権と引換えに払い込みを要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価値		新株予約権1個当たり 38,200円 (1株当たり 382円)
権利行使期間		2022年11月30日から2025年11月29日まで
行使の条件		(注3)
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 450個
		目的となる株式の数 45,000株
		保有者数 4名
	社外取締役	新株予約権の数 0個
		目的となる株式の数 0株
		保有者数 0名
	監査役	新株予約権の数 0個
		目的となる株式の数 0株
		保有者数 0名

(注) 3. ①本新株予約権の割当てを受けた者（以下「本新株予約権者」という。）が本新株予約権を行使するには、(i) 権利行使時までに3年以上、割当日から継続して当社または当社子会社の取締役（米国におけるOfficerを含む。）、執行役員もしくは従業員（再雇用細則により嘱託となった場合を含む。）または当社の協力者のいずれかの地位を有し、かつ、(ii) 権利行使時において、当社または当社子会社の取締役（米国におけるOfficerを含む。）、執行役員もしくは従業員（再雇用細則により嘱託となった場合を含む。）または当社の協力者のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、権利行使時において、任期満了による退任、定年による退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた理由により、(ii) の要件を満たさない場合には、当該地位を有しなくなってから90日以内に (i) の要件のみをもって行使することができる。

②新株予約権の相続はこれを認めない。

③各新株予約権1個未満の行使を行うことはできないものとする。

④その他の条件については、当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

新株予約権の名称		第27回新株予約権
発行決議日		2021年2月26日
新株予約権の数		600個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数		当社普通株式 60,000株 (各新株予約権1個につき100株)
新株予約権の発行価額		新株予約権と引換えに払い込みを要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価値		新株予約権1個当たり 71,300円 (1株当たり 713円)
権利行使期間		2024年2月27日から2027年2月26日まで
行使の条件		(注4)
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 600個
		目的となる株式の数 60,000株
		保有者数 5名
	社外取締役	新株予約権の数 0個
		目的となる株式の数 0株
		保有者数 0名
	監査役	新株予約権の数 0個
		目的となる株式の数 0株
		保有者数 0名

(注) 4. ①本新株予約権の割当てを受けた者（以下「本新株予約権者」という。）が本新株予約権を行使するには、(i) 権利行使時までに3年以上、割当日から継続して当社または当社子会社の取締役（米国におけるOfficerを含む。）、執行役員もしくは従業員（再雇用細則により嘱託となった場合を含む。）のいずれかの地位を有し、かつ、(ii) 権利行使時において、当社または当社子会社の取締役（米国におけるOfficerを含む。）、執行役員もしくは従業員（再雇用細則により嘱託となった場合を含む。）のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、権利行使時において、任期満了による退任、定年による退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた理由により、(ii) の要件を満たさない場合には、当該地位を有しなくなってから90日以内に (i) の要件のみをもって行使することができる。

②新株予約権の相続はこれを認めない。

③各新株予約権1個未満の行使を行うことはできないものとする。

④その他の条件については、当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

② 当事業年度中に職務執行の対価として、当社使用人及び子会社の役員・使用人に対し交付した新株予約権の状況

新株予約権の名称		第26回新株予約権
発行決議日		2020年6月4日
新株予約権の数		220個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数		当社普通株式 22,000株 (各新株予約権1個につき100株)
新株予約権の発行価額		新株予約権と引換えに払い込みを要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価値		新株予約権1個当たり 95,600円 (1株当たり 956円)
権利行使期間		2023年6月5日から2026年6月4日まで
行使の条件		(注1)
使用人等への交付状況	当社使用人	新株予約権の数 220個
		目的となる株式の数 22,000株
		保有者数 2名
	子会社の役員 及び使用人	新株予約権の数 0個
		目的となる株式の数 0株
		保有者数 0名

(注) 1. ①本新株予約権の割当てを受けた者（以下「本新株予約権者」という。）が本新株予約権を行使するには、(i) 権利行使時までに3年以上、割当日から継続して当社または当社子会社の取締役（米国におけるOfficerを含む。）、執行役員もしくは従業員（再雇用細則により嘱託となった場合を含む。）または当社の協力者のいずれかの地位を有し、かつ、(ii) 権利行使時において、当社または当社子会社の取締役（米国におけるOfficerを含む。）、執行役員もしくは従業員（再雇用細則により嘱託となった場合を含む。）または当社の協力者のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、権利行使時において、任期満了による退任、定年による退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた理由により、(ii) の要件を満たさない場合には、当該地位を有しなくなってから90日以内に (i) の要件のみをもって行使することができる。

②新株予約権の相続はこれを認めない。

③各新株予約権1個未満の行使を行うことはできないものとする。

④その他の条件については、当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

新株予約権の名称		第27回新株予約権
発行決議日		2021年2月26日
新株予約権の数		1,135個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数		当社普通株式 113,500株 (各新株予約権1個につき100株)
新株予約権の発行価額		新株予約権と引換えに払い込みを要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価値		新株予約権1個当たり 71,300円 (1株当たり 713円)
権利行使期間		2024年2月27日から2027年2月26日まで
行使の条件		(注2)
使用人等への交付状況	当社使用人	新株予約権の数 925個
		目的となる株式の数 92,500株
		保有者数 40名
	子会社の役員 及び使用人	新株予約権の数 210個
		目的となる株式の数 21,000株
		保有者数 15名

(注) 2. ①本新株予約権の割当てを受けた者（以下「本新株予約権者」という。）が本新株予約権を行使するには、(i) 権利行使時まで3年以上、割当日から継続して当社または当社子会社の取締役（米国におけるOfficerを含む。）、執行役員もしくは従業員（再雇用細則により嘱託となった場合を含む。）のいずれかの地位を有し、かつ、(ii) 権利行使時において、当社または当社子会社の取締役（米国におけるOfficerを含む。）、執行役員もしくは従業員（再雇用細則により嘱託となった場合を含む。）のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、権利行使時において、任期満了による退任、定年による退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた理由により、(ii) の要件を満たさない場合には、当該地位を有しなくなってから90日以内に (i) の要件のみをもって行使することができる。

②新株予約権の相続はこれを認めない。

③各新株予約権1個未満の行使を行うことはできないものとする。

④その他の条件については、当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要及び当該体制の運用状況は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ. 「コンプライアンス規程」を定め、取締役及び使用人の行動規範とする。
 - ロ. 取締役は職務の執行状況を取締役に報告するとともに、他の取締役の職務の執行状況を相互に監視、監督する。
 - ハ. 取締役の職務の執行状況は「監査役会規則」に基づき、監査役の監査を受ける。
 - ニ. 内部監査室がコンプライアンスの遵守状況等を監査する。
 - ホ. 取締役及び使用人のコンプライアンス違反行為を直接通報する制度を設ける。
- ② 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - イ. 取締役会の議事録等、取締役の職務執行に係る情報については、「文書管理細則」に基づき、文書又は電磁的媒体に記録し、保存・管理する。
 - ロ. 取締役及び監査役は、常時、取締役の職務執行に係る情報についての記録又は電磁媒体を閲覧することができる。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - イ. 各部門所管業務に付随するリスクについては、それぞれの担当部門にて管理する。
 - ロ. 組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応はリスク管理委員会が行う。
 - ハ. 新たに生じたリスクへの対応については取締役会において速やかに対応を図る。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - イ. 毎月1回開催の定例取締役会に加え、必要に応じ臨時取締役会を開催する。
 - ロ. 迅速かつ的確な経営判断を補完する目的で、経営会議において、取締役と執行役員による意見交換を行う。
 - ハ. 取締役は経営計画の達成に向けて職務を遂行し、各部門の業績・業務報告と改善策は適宜取締役会に報告され、審議される。

⑤ 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ. 当社のグループ会社に対しても、法令の遵守及び業務の適正と効率性を確保するための諸規程の整備とシステムの構築を行っていく。
- ロ. 当社は、グループ内取引等の管理に関する基本方針に基づき、子会社がグループ経営に重大な影響を与える可能性のあるグループ内取引等を開始する場合は、事前にそれらの取引等の適切性・適法性を当該子会社と審議・検討のうえ、取締役会において決議または報告を行う。また、当社及び子会社は、非支配株主保護のため、グループ会社と取引等を行う際は、当該取引等の必要性及び当該取引等の条件が第三者との通常の取引の条件と著しく相違しないことを十分に確認する。
- ハ. 取締役は、その職務内容に従い、当社のグループに属する会社が適正かつ効率的な経営を行うように指導していく。
- ニ. 内部監査室はグループ会社に対しても、業務全般にわたる内部監査を実施する。
- ホ. 監査役はグループ会社に対しても、業務執行状況等を監視、監査する。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は監査役の職務を補助する使用人は配置していないが、取締役会は監査役会と必要に応じて協議を行い、当該使用人を任命及び配置することができる。

⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

当該使用人を置くこととなった場合には、当該使用人の任命、異動、評価、懲戒については、監査役の意見を尊重した上で行うものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保する。

⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

取締役及び使用人は監査役に対して、法定の事項のほか、次の事項を遅滞なく報告する。

- イ. 当社の業務に重大な影響を及ぼす事項
- ロ. 内部監査室が行う内部監査の結果
- ハ. 内部監査室が行う内部統制評価の結果
- ニ. 内部通報制度による通報の状況

- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 監査役の半数以上は社外監査役とし、対外的な透明性を確保する。
 - ロ. 監査役は、取締役との意見交換を定期的に開催し、監査上の重要課題等について意見交換を行う。
 - ハ. 監査役は、内部監査室、会計監査人との定期的な情報交換を行い、連携して監査の実効性を確保する。
 - ニ. 監査役は、必要に応じて内部監査室に調査を求めることができる。
- ⑩ 財務報告の適正性と信頼性を確保するための体制
- 当社は、グループの財務報告の適正性と信頼性を確保するために「経理規程」等関係規程類の一層の整備を進めるとともに、「財務報告に係る内部統制の基本方針規程」を定め、これに基づき内部統制の整備及び運用を継続的に実施するとともに、その有効性を定期的に評価していく。
- ⑪ 反社会的勢力排除に向けた体制
- 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断し、これらの者に対して毅然とした態度で対応することをコンプライアンス規程の基本原則等に定め徹底していく。
- ⑫ 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
- イ. 取締役の職務執行について
取締役会規則等の社内規程を整備し、取締役が法令、定款、規則に従って行動するよう徹底している。毎月1回又は2回行われる取締役会においては、各議案の審議において活発な意見交換が行われ、業務執行の状況等の監督を行い、意思決定及び監督の実効性が確保されている。
 - ロ. 監査役の職務執行について
監査役会は毎月1回以上開催され、監査役会において定めた監査計画に基づき、監査役は監査を実施している。また、取締役会及び社内会議への出席や代表取締役、会計監査人及び内部監査室との間で定期的に情報交換等を行う等、取締役の職務執行の監査、内部統制システムの整備及び運用状況を確認している。
 - ハ. 当子会社における業務の適正の確保について
当子会社に対しては、一定の基準に該当する事項については、事前に当社の取締役会等の重要な会議での承認と、その遂行状況を取締役会等に報告することを義務付ける等して、適切な経営がなされることを監督する体制を整備している。

ニ．コンプライアンス及びリスク管理について

内部通報制度を設けて、いつでもコンプライアンス違反行為やその疑いのある行為の存在を知った者が、当該行為を報告することができる体制を確保するために、24時間通報が可能な内部通報窓口のみならず外部通報窓口を設置し、周知している。また、大地震等の災害を想定した訓練、従業員の安全及び帰宅困難者のための物資の確保を継続的に行っている。

ホ．反社会的勢力の排除について

契約書に反社会的勢力の排除に関する条項を規定するとともに、すべての取引先について、反社会的勢力との関与の有無に関する情報の収集を定期的に行っている。

連結株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	2,568,651	2,352,737	△1,753,381	△90	3,167,917
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	405,323	405,323			810,647
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			359,096		359,096
連結子会社株式の取得による持分の増減		△46,939			△46,939
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					—
当 期 変 動 額 合 計	405,323	358,384	359,096	—	1,122,804
当 期 末 残 高	2,973,975	2,711,122	△1,394,285	△90	4,290,721

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額			新 株 予約権	非支配 株主 持分	純資産 合 計
	そ の 他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累 計 額 合 計			
当 期 首 残 高	380,724	△505,540	△124,816	201,303	65,850	3,310,255
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行						810,647
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益						359,096
連結子会社株式の取得による持分の増減						△46,939
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	194,194	118,705	312,900	△36,110	△65,850	210,938
当 期 変 動 額 合 計	194,194	118,705	312,900	△36,110	△65,850	1,333,742
当 期 末 残 高	574,919	△386,835	188,084	165,192	—	4,643,998

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

①連結子会社の数

7社

主要な連結子会社の名称については、「事業報告」の「1. (3) 重要な子会社の状況」に記載のとおりであります。

②非連結子会社の名称及び連結の範囲から除いた理由

該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

・持分法を適用した非連結子会社及び関連会社

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の決算日に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

・時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。

・時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

ロ. デリバティブ

時価法によっております。

ハ. たな卸資産

・商品

当社は、個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)によっております。

・仕掛品

当社は、個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)によっております。

・貯蔵品

先入先出法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)によっております。

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

定額法によっております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

(リース資産を除く)

建 物 6～15年

工具、器具及び備品 4～20年

ロ. 無形固定資産

定額法によっております。

(リース資産を除く)

なお、ソフトウェアについては、自社利用のものは社内における利用可能期間(5年以内)に基づく定額法、販売目的のものは見込有効期間(3年以内)における見込販売収益に基づく償却額と販売可能な残存有効期間に基づく均等配分額を比較し、いずれか大きい金額を償却しております。

また、顧客関連資産及びその他の無形資産については、その効果の及ぶ期間にわたって償却しており、償却年数は次の通りであります。

顧客関連資産 10～15年

その他の無形資産 2～10年

- | | |
|--|--|
| <p>ハ、リース資産</p> | <p>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> |
| <p>③重要な引当金の計上基準
イ、貸倒引当金</p> | <p>債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> |
| <p>ロ、賞与引当金</p> | <p>従業員の賞与の支給に充当するため、支給見込額に基づく当連結会計年度費用負担額を計上しております。</p> |
| <p>ハ、事業整理損失引当金</p> | <p>当社グループの行う事業の整理に伴う損失に備えるため、損失負担見込額を計上しております。</p> |
| <p>ニ、訴訟損失引当金</p> | <p>当社グループの労働紛争等に伴う損失に備えるため、損失負担見込額を計上しております。</p> |
| <p>④重要なヘッジ会計の方法
イ、ヘッジ会計の方法</p> | <p>原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、一体処理(特例処理・振当処理)の要件を満たしている金利通貨スワップについては、一体処理によっております。</p> |
| <p>ロ、ヘッジ手段とヘッジ対象</p> | <p>ヘッジ手段・・・金利通貨スワップ
ヘッジ対象・・・外貨建長期借入金(予定取引を含む)</p> |
| <p>ハ、ヘッジ方針</p> | <p>借入金の為替及び金利変動リスクを回避する目的で実需に基づくものを対象に行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。</p> |
| <p>ニ、ヘッジの有効性評価の方法</p> | <p>金利通貨スワップについては、ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であるため、有効性の評価を省略しております。</p> |
| <p>⑤退職給付に係る会計処理の方法</p> | <p>退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算は、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。</p> |
| <p>⑥のれんの償却方法及び償却期間</p> | <p>のれんについては、15年以内のその効果の及ぶ期間にわたって定額法により規則的に償却しております。</p> |
| <p>⑦その他連結計算書類作成のための重要な事項
イ、リース会計(ASC第842号)</p> | <p>米国会計基準を適用している在外連結子会社のリースに関しては、「リース会計」(ASC第842号)を適用しており、オペレーティング・リース取引はリース期間にわたるリース料の現在価値に基づいて使用権資産及びリース債務を計上し、リース費用はリース期間にわたって定額法で認識しております。</p> |
| <p>ロ、消費税等の会計処理</p> | <p>税抜方式によっております。</p> |

2. 会計方針の変更に関する注記

米国会計基準を適用している在外連結子会社において「リース会計」(ASC第842号)を当連結会計年度の期首より適用しております。

これにより、リースの借手は、原則としてすべてのリースを貸借対照表に資産及び負債として計上することといたしました。本基準の適用にあたっては、経過措置として認められている、本基準の適用による累積的影響を適用開始日に認識する方法を採用しております。

この結果、当連結会計年度の期首において有形固定資産の「使用権資産」が980,517千円、流動負債の「リース債務」が379,206千円、固定負債の「リース債務」が888,828千円それぞれ増加し、流動資産の「その他」が44,037千円、有形固定資産の「リース資産（純額）」が7,435千円、流動負債の「事業整理損失引当金」が109,653千円、「その他」が50,785千円、固定負債の「その他」が178,552千円増加した。

円それぞれ減少しております。

なお、この変更による当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

3. 表示方法の変更に関する注記

(1) 連結貸借対照表

前連結会計年度において流動負債「その他」に含めておりました「リース債務」（前連結会計年度30,802千円）及び、固定負債「その他」に含めておりました「リース債務」（前連結会計年度12,279千円）については、重要性が高まったため、当連結会計年度においては区分掲記しております。

(2) 「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当連結会計年度から適用し、連結注記表に（会計上の見積りに関する注記）を記載しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

のれん 1,422,626千円

顧客関連資産 1,303,053千円

5. 追加情報

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響

新型コロナウイルス感染症の影響について、収束時期等を正確に予想することは困難な状況であります。現在のところ、当社グループの事業に重要な影響は発生しておりません。また、現時点では固定資産の減損及び繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りに与える影響は軽微であると考えております。なお、新型コロナウイルス感染症の収束時期及び経済環境への影響が変化した場合には、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

6. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減損損失累計額

減価償却累計額には、減損損失累計額が14,494千円含まれております。

(2) 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

関係会社株式 8,105,886千円

なお、関係会社株式は連結上相殺消去されております。

担保に係る債務の金額

1年内返済予定の長期借入金 275,665千円

長期借入金 955,995千円

(3) 財務制限条項

借入金のうち、2016年7月26日及び2016年9月27日に締結したシンジケートローン契約、2020年12月21日に締結したタームローン契約、2019年1月23日に締結したコミットメントライン契約については、次のとおり財務制限条項が付されております。

①2016年7月26日締結 シンジケートローン

1年内返済予定の長期借入金 199,999千円
長期借入金 66,666千円

イ.各年度の決算期の末日における単体及び連結の貸借対照表において、純資産の部の合計額を、2016年3月決算期の末日における純資産の部の合計額又は前年度決算期の末日における純資産の部の合計額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。

ロ.各年度の決算期に係る単体及び連結の損益計算書において、2期連続して経常損失を計上しないこと。

②2016年9月27日締結 シンジケートローン

1年内返済予定の長期借入金 60,000千円
長期借入金 30,000千円

イ.各年度の決算期の末日における単体及び連結の貸借対照表において、純資産の部の合計額を、2016年3月決算期の末日における純資産の部の合計額又は前年度決算期の末日における純資産の部の合計額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。

ロ.各年度の決算期に係る単体及び連結の損益計算書において、2期連続して経常損失を計上しないこと。

③2020年12月21日締結 タームローン契約

1年内返済予定の長期借入金 446,595千円
長期借入金 1,786,383千円

イ.各年度の決算期の末日における単体及び連結の貸借対照表において、株主資本の合計額を、2015年3月決算期の末日における株主資本の合計額又は前年度決算期の末日における株主資本の合計額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。

ロ.各年度の決算期に係る単体及び連結の損益計算書において、2期連続して経常損失を計上しないこと。

④2019年1月23日締結 コミットメントライン契約

短期借入金 1,400,000千円

イ.各年度の決算期の末日における単体及び連結貸借対照表において、純資産の部の合計額を、2018年3月決算期の末日における純資産の部の合計額又は前年度決算期の末日における純資産の部の合計額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。

ロ.各年度の決算期に係る単体及び連結の損益計算書において、2期連続して経常損失を計上しないこと。

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普 通 株 式	38,149,862株	1,058,000株	一株	39,207,862株

(注) 新株予約権の行使により、発行済株式数が13,700株増加しております。また、2020年12月2日を払込期日とする第三者割当増資による新株発行により、発行済株式総数が1,044,300株増加しております。

(2) 剰余金の配当に関する事項

- ① 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額
該当事項はありません。
- ② 配当財産が金銭以外である場合における当該財産の帳簿価額の総額
該当事項はありません。

(3) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式

294,800株

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

売掛金に係る顧客の信用リスクは、売掛債権及び与信管理細則に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。買掛金及び未払金に係る支払リスクは、適時に資金繰計画を作成し、リスク低減を図っております。

借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	連結貸借対照表 計上額（※1）	時価（※1）	差額
(1) 現金及び預金	3,004,591	3,004,591	—
(2) 受取手形及び売掛金	2,104,633	2,104,633	
貸倒引当金（※2）	(138,897)	(138,897)	
	1,965,735	1,965,735	—
(3) 投資有価証券	888,300	888,300	—
(4) 買掛金	(169,291)	(169,291)	—
(5) 短期借入金	(1,400,000)	(1,400,000)	—
(6) 未払金	(216,250)	(216,250)	—
(7) リース債務（※3）	(935,755)	(960,245)	(24,489)
(8) 長期借入金（※4）	(3,293,775)	(3,292,157)	1,618

（※1）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（※2）受取手形及び売掛金に係る貸倒引当金を控除しております。

（※3）1年内返済予定のリース債務を含めております。

（※4）1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(注)1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(4) 買掛金、(5) 短期借入金及び(6) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(7) リース債務、(8) 長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。なお、1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めて時価を表示しております。

2. 非上場株式（連結貸借対照表計上額14千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 114円23銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 9円33銭 |

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合 計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合 計
当 期 首 残 高	2,568,651	2,300,401	55,709	2,356,110	1,369,933	1,369,933
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行	405,323	405,323		405,323		
当 期 純 利 益					397,775	397,775
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)						
当 期 変 動 額 合 計	405,323	405,323	—	405,323	397,775	397,775
当 期 末 残 高	2,973,975	2,705,725	55,709	2,761,434	1,767,708	1,767,708

(単位：千円)

	株 主 資 本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合 計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算差 額等合計		
当 期 首 残 高	△90	6,294,605	380,724	380,724	201,303	6,876,633
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行		810,647				810,647
当 期 純 利 益		397,775				397,775
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			194,194	194,194	△36,110	158,083
当 期 変 動 額 合 計	—	1,208,422	194,194	194,194	△36,110	1,366,506
当 期 末 残 高	△90	7,503,027	574,919	574,919	165,192	8,243,139

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

イ. 子会社株式

移動平均法による原価法によっております。

ロ. その他有価証券

・ 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

・ 時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

② デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法によっております。

③ たな卸資産の評価基準及び評価方法

・ 商品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

・ 仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

・ 貯蔵品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建	物	6～15年
工具、器具及び備品		4～20年

② 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、ソフトウェアについては、自社利用のものは社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法、販売目的のものは見込有効期間（3年以内）における見込販売収益に基づく償却額と販売可能な残存有効期間に基づく均等配分額を比較し、いずれか大きい金額を償却しております。

また、その他の無形資産については、その効果の及ぶ期間にわたって償却しており、償却年数は8～10年であります。

③ リース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充当するため、支給見込額に基づく当事業年度費用負担額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額（簡便法）に基づき計上しております。

(4) 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、一体処理(特例処理・振当処理)の要件を満たしている金利通貨スワップについては、一体処理によっております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・金利通貨スワップ

③ヘッジ方針

ヘッジ対象・・・外貨建長期借入金(予定取引を含む)

借入金の為替及び金利変動リスクを回避する目的で実需に基づくものを対象に行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。

④ヘッジ有効性評価の方法

金利通貨スワップについては、ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であるため、有効性の評価を省略しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度から適用し、個別注記表に(会計上の見積りに関する注記)を記載しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

関係会社株式 8,167,217千円

関係会社長期貸付金 378,395千円

4. 追加情報

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響については、連結財務諸表「注記事項5. 追加情報」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減損損失累計額

減価償却累計額には、減損損失累計額が14,494千円含まれております。

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

区分掲記されたものの以外で、各科目に含まれているものは、次のとおりであります。

短期金銭債権 50,491千円

短期金銭債務 57,871千円

(3) 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

関係会社株式 8,105,886千円

担保に係る債務の金額

1年内返済予定の長期借入金 275,665千円

長期借入金 955,995千円

(4) 保証債務

当社の子会社であるFRONTEO USA, Inc. の不動産賃借に関して債務保証を行っています。

保証先

金融機関

136,760千円

(1,235,304 米ドル)

(5) 財務制限条項

借入金のうち、2016年7月26日及び2016年9月27日に締結したシンジケートローン契約、2020年12月21日に締結したタームローン契約、2019年1月23日に締結したコミットメントライン契約については、次のとおり財務制限条項が付されております。

①2016年7月26日締結 シンジケートローン契約

1年内返済予定の長期借入金 199,999千円

長期借入金 66,666千円

イ.各年度の決算期の末日における単体及び連結の貸借対照表において、純資産の部の合計額を、2016年3月決算期の末日における純資産の部の合計額又は前年度決算期の末日における純資産の部の合計額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。

ロ.各年度の決算期に係る単体及び連結の損益計算書において、2期連続して経常損失を計上しないこと。

②2016年9月27日締結 シンジケートローン契約

1年内返済予定の長期借入金 60,000千円

長期借入金 30,000千円

イ.各年度の決算期の末日における単体及び連結の貸借対照表において、純資産の部の合計額を、2016年3月決算期の末日における純資産の部の合計額又は前年度決算期の末日における純資産の部の合計額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。

ロ.各年度の決算期に係る単体及び連結の損益計算書において、2期連続して経常損失を計上しないこと。

③2020年12月21日締結 タームローン契約

1年内返済予定の長期借入金 446,595千円

長期借入金 1,786,383千円

イ.各年度の決算期の末日における単体及び連結の貸借対照表において、株主資本の合計額を、2015年3月決算期の末日における株主資本の合計額又は前年度決算期の末日における株主資本の合計額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。

ロ.各年度の決算期に係る単体及び連結の損益計算書において、2期連続して経常損失を計上しないこと。

④2019年1月23日締結 コミットメントライン契約

短期借入金 1,400,000千円

イ.各年度の決算期の末日における単体及び連結貸借対照表において、純資産の部の合計額を、2018年3月決算期の末日における純資産の部の合計額又は前年度決算期の末日における純資産の部の合計額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。

ロ.各年度の決算期に係る単体及び連結の損益計算書において、2期連続して経常損失を計上しないこと。

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	255,443千円
仕入高	33,562千円
販売費及び一般管理費	8,506千円
営業取引以外の取引高	6,696千円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普 通 株 式	696株	一株	一株	696株

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

貸倒引当金	54,852千円
減価償却超過額	6,463千円
一括償却資産	743千円
関係会社株式評価損	29,612千円
未払事業税	9,020千円
賞与引当金	35,109千円
賞与引当金社会保険料	5,371千円
退職給付引当金	17,501千円
資産除去債務	13,417千円
新株予約権	9,211千円
繰越欠損金	98,031千円
繰越外国税額控除	79,469千円
その他	3,118千円
繰延税金資産 小計	361,922千円
評価性引当額	△231,304千円
繰延税金資産 合計	130,618千円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	△205,830千円
資産除去債務に対応する除去費用	△3,948千円
その他	△2,736千円
繰延税金負債合計	△212,515千円
繰延税金資産との相殺	130,618千円
繰延税金負債の純額	△81,897千円

9. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

種類	会社等の 名称	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
			役員の 兼任等	事業上の 関係				
子会社	FRONTEO USA, Inc.	(所有) 直接100%	3名	役務の提供 役員の兼任 資金の援助 債務保証	ロイヤリテ ィーの受取 等(注1)	194,980	売掛金	32,975
					サービス業 務の委託(注 1)	33,134	買掛金	4,775
					未払金の支 払	76,803	未払金	52,124
					立替金の回 収	446,205	関係会社 立替金	37,424
					資金の返済 (注2)	136,037	関係会社短 期貸付金	—
					利息の受取 (注2)	1,478	その他の 流動資産	—
					債務保証 (注3)	136,760	—	—
子会社	FRONTEO Korea, Inc.	(所有) 直接100%	3名	役務の提供 役員の兼任	ロイヤリテ ィーの受取 等(注1)	32,325	売掛金	7,090
子会社	FRONTEO Taiwan, Inc.	(所有) 直接100%	3名	役務の提供 役員の兼任 資金の援助	ロイヤリテ ィーの受取 等(注1)	28,138	売掛金 (注4)	8,392
					費用の立替	114,062	関係会社立 替金(注4)	81,952
					資金の貸付 (注2)	—	関係会社長 期貸付金 (注4)	378,395
					利息の受取 (注2)	1,017	その他の流 動資産	—
子会社	P. C. F. FRONTEO 株式会社	(所有) 直接100%	3名	役務の提供 役員の兼任	サービス業 務の受託(注 1)	4,200	その他の流 動資産	1,229

(注)取引条件及び取引条件の決定方針等

1. ロイヤルティーの受取等、サービス業務の委託及びサービス業務の受託については、契約に基づき合理的に決定しております。
2. 資金の貸付については、市場金利及び当社の調達金利を勘案して合理的に利率を決定しております。
3. FRONTEO USA, Inc. の不動産賃借につき、1,235,304 米ドル(136,760千円)の債務保証を行っております。なお保証料は受領しておりません。
4. FRONTEO Taiwan, Inc. への債権に対し176,131千円の貸倒引当金を計上しており、当事業年度において、16,139千円の貸倒引当金戻入額を計上しております。
5. 上記金額には消費税等は含まれておりません。
6. 上記金額には為替差損益が含まれております。

10. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 206円03銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 10円33銭 |